

吸収合併に関する事後開示事項

当社は、2023年12月22日付をもって締結した吸収合併契約書に基づき、2024年3月1日を効力発生日とし、当社を吸収合併存続会社、株式会社A - S T A R（本店：東京都渋谷区代々木三丁目22番7）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、本件吸収合併といいます。）を行いました。本件吸収合併に関し、会社法第801条及び会社法施行規則第200条の規定により、下記の事項を開示いたします。

記

1. 効力発生日（会社法施行規則第200条第1項）

2024年3月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過（会社法施行規則第200条第2項）

（1）差止請求

該当事項はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社に対し、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

（3）新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、官報及び電子公告にて合併公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過（会社法施行規則第200条第3項）

（1）差止請求

該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第797条第1項但書により反対株主は株式買取請求権を有しておらず、該当事項はありません。

（3）債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、官報及び電子公告にて合併公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4項）
当社は、本件吸収合併をもって吸収合併消滅会社の権利義務一切を承継しました。
5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面に関する事項（会社法施行規則第200条第5項）
吸収合併消滅会社の事前開示書面は別紙のとおりです。
6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6項）
本件吸収合併にかかる変更登記は2024年3月1日を予定しております。
7. 吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7項）
該当する重要な事項はございません。

以 上

2024年3月1日

東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社SHIFT
代表取締役 丹下 大

吸収合併契約書

株式会社SHIFT（以下「甲」という。）および株式会社A-STAR（以下「乙」という。）は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする甲乙間の合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

2. 本合併を行う吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号：株式会社SHIFT

住所：東京都港区麻布台一丁目3番1号

（2）吸収合併消滅会社

商号：株式会社A-STAR

住所：東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

（本合併に際して交付する金銭等）

第2条 乙は甲の完全子会社であるため、本合併に際して、甲は乙の株主に対し一切の対価を交付しない。

（効力発生日）

第3条 本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年3月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲および乙が協議のうえ、これを変更することができる。

（権利義務全部の承継）

第4条 甲は、本合併により、効力発生日において、乙の資産、負債その他一切の権利義務（乙とその従業員との雇用契約及びこれに付随する権利義務を含む。）を承継する。

（会社財産の管理等）

第5条 甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲および乙間で協議のうえ、相手方の同意を得て行うも

のとする。

(合併承認決議)

第6条 甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認および本合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第7条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲および乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲および乙が協議のうえ合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第8条 本契約は、効力発生日の前日までに、甲または乙の本契約について第6条に定める承認が得られない場合、前条に従い本契約が解除された場合、または法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第9条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲および乙が協議のうえこれを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書を作成する。

2023年12月22日

甲 東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社SHIFT
代表取締役 丹下 大

乙 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
株式会社A-STAR
代表取締役 伊藤 隆介

事 業 報 告 書

令和 5年 8月期

自 令和 4 年 9月 1日

至 令和 5 年 8月31日

株式会社A-STAR

事業報告

〔 自 令和 4 年 9月 1日
至 令和 5 年 8月31日 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していた中、感染対策に万全を期した状態を保ちつつ、それ以前の経済活動が再開しております。一方で、ウクライナ情勢の長期化や原材料の供給不足に加えて、グローバルでの金利調整などを背景とした円安進行などもあり、国内外における経済見通しは依然として不透明な状況が続いております。

A-STARがサービスを提供するフリーランスのシステムエンジニアリング市場においては、ChatGPTを活用したシステム開発やメタバースに関連したシステム開発が活発に行われており、IT人材不足が予測され、ITフリーランスの需要は高まり続けております。

また、ソフトウェア関連市場において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が収束してきたことにより、リモートワーク中心のプロジェクトから、対面で推進するプロジェクトが増加傾向にあり、以前と変わらず、リモートワーク中心で働きたいというITフリーランスの期待に応じるフリーランスエージェントへの需要は高まっております。

こうした経営環境の中、当社では当会計年度において、SHIFTグループ全体との関係強化と営業力強化の実施に伴う顧客基盤の拡大による成長戦略を掲げ、SHIFTグループ間での取引拡大・サービス提供力の向上のためA-STAR社員の組織再編成、経営の安定基盤を築くためのコンプライアンス強化の展開を重点課題として取り組んでおります。

この結果、当会計年度は、売上高12億57百万円（前年同期比85%減）、売上総利益1億79百万円（前年同期比105%増）、営業利益39百万円（前年同期比127%増）、経常利益44百万円（前年同期比129%増）、当期純利益33百万円（前年同期比102%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

② 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 直前 3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第10期 令和 3年8月期	第11期 令和 4年8月期	第12期 令和 5年 8月期 (当事業年度)
売 上 高	898,186	1,472,531	1,257,487
経常利益または 経常損失(△)	20,038	34,185	44,140
当期純利益または 当期純損失(△)	16,254	32,966	33,703
1株当たり当期純利 益または当期純損失 (△)	円 銭 1,413.46	円 銭 2,866.65	円 銭 2,930.71
総 資 産	245,079	279,311	299,123
純 資 産	36,060	69,027	102,730

(注) 1. 1株当たり当期純利益は(△は当期純損失)、小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社では、以下の事項を経営課題として重視しております。

- ① 優秀なITフリーランスを確保するためのIT投資
- ② ITフリーランス向け新規サービスの導入
- ③ 市場環境(ニーズ)の変化への迅速な対応
- ④ SHIFTグループとのシナジー効果の創出
- ⑤ SDGsの推進(紙媒体の削減)
- ⑥ コンプライアンスを意識した業務の改善

(5) 主要な事業内容

当社は、SES事業を主要な事業としております。

(6) 主要な拠点並びに使用人の状況

主要な拠点

本社 東京都港区麻布台2-4-5 本社機能
メソニック39MTビル4F

使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18名	0名	36歳	5.9歳

(注) 1. 使用人数には、アルバイトは含んでおりません。
2. 平均年齢は単位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社SHIFT	10百万円	100.0%	ソフトウェアの品質保証、 テスト事業

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	期末借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	47,912千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000株
(2) 発行済株式総数 11,500株
(3) 株主数 1名
(4) 大株主数

株主名	当社への出資状況	
	持株数	保有比率
株式会社SHIFT	株 11,500	% 100.0

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役	伊藤隆介	SHIFT ASIA CO., LTD. 代表取締役社長
取締役	菅原要介	株式会社SHIFT 上席執行役員 兼 人事本部 本部長
取締役	細田俊明	株式会社SHIFT 上席執行役員 兼 アカウ ントビジネス推進本部 本部長
監査役	山本直輝	

4. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

内部統制システムの構築の基本方針については、以下の通りであります。

- ① 当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてコンプライアンス規程を定め、コ

ンプライアンス体制の構築を推進する。コンプライアンスに関する報告・相談ルートを複数設置して、不正行為等の防止及び早期発見を図る。コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成手続等を社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図り、財務情報の適正かつ適時な開示を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程に従って保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの種類・リスク管理体制等を社内規程で定め、周知の上運用の徹底を図り、事業内容や規模に応じて必要なリスク管理体制の整備を促進することにより、職務執行に伴うリスクを適切にコントロールする。

④ 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、法令及び定款に定められた事項の決議、経営に関する重要事項の決定、業務執行の監督等を行う。定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて開催することとしている。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

取締役は、他の取締役及び使用人の職務執行の状況の監督、指導を行う。

⑥ 監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び重要な経営会議に出席し、意見を表明する。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査等委員会その他の者と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努め、関係者はこれに協力する。監査役は、その職務執行のため必要と認められる費用を会社に請求することが出来る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議として取締役会を開催し、法令で定められた事項や各規程に基づく付議事項の審議、決議及び報告を行っております。

② 監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査等委員会その他の者との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

貸 借 対 照 表

(令和 5年 8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	150,406	買掛金	122,293
売掛金	138,567	1年内返済予定長期借入金	5,088
貯蔵品	151	未払金	5,024
前払費用	383	未払費用	4,339
立替金	841	預り金	2,034
未収入金	2,545	未払消費税	4,084
固定資産		未払法人税等	10,704
有形固定資産		固定負債	
工具、器具及び備品	2,101	長期借入金	42,824
工具器具備品減価償却累計額	△2,100		
無形固定資産		負債合計	196,393
ソフトウェア	4,845	(純資産の部)	
投資その他の資産		株主資本	
繰延税金資産	1,381	資本金	46,500
		資本剰余金	
		資本準備金	36,500
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	19,730
		純資産合計	102,730
資産合計	299,123	負債・純資産合計	299,123

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

〔 自 令和 4年 9月 1日
至 令和 5年 8月 31日 〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1, 257, 487
売 上 原 価		1, 077, 631
売 上 総 利 益		179, 855
販管費及び一般管理費		140, 039
営 業 利 益		39, 816
営 業 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
そ の 他	4, 531	4, 531
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	206	206
経 常 利 益		44, 140
特 別 利 益		
特 別 損 失		
固定資産除却損	363	363
税 引 前 当 期 純 利 益		43, 777
法人税、住民税及び事業税		11, 214
法 人 税 等 調 整 額		△ 1, 139
当 期 純 利 益		33, 703

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔 自 令和 4年 9月 1日
至 令和 5年 8月 31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 余 金		利 益 余 金		自 己 株 式		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
前 期 末 残 高	46,500	36,500			△ 13,972	69,027	69,027	
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					33,703	33,703	33,703	
当 期 変 動 額 合 計								
当 期 末 残 高	46,500	36,500			19,730	102,730	102,730	

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法

(ただし、建物(建物附属設備を含む)については定額法を採用しております。)

無形固定資産…………… 定額法

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の役務提供に係る収益は、主にSES事業であり、顧客との役務提供契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービス提供が完了する時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、提供完了時点で収益を認識しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理・・・消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,100千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 140,295千円

仕入高 2,960千円

営業取引以外の取引による取引高 1,565千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	11,500株	—	—	11,500株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	11,500株	—	—	11,500株

5. 税効果会計に関する注記

なし。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、事務機器等の一部のについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額 | 8,933円06銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 2,930円71銭 |

8. その他の注記

該当事項はありません。

附属明細書（事業報告関係）

（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）

1. 役員について重要な兼職状況の明細
事業報告「3.会社役員に関する事項」に記載の通りです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以上

附属明細書（計算書類関係）

（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物	-	-	-	-	-	-
	工具器具備品	-	-	-	-	-	-
	レンタル資産	-	-	-	-	-	-
	車両	-	-	-	-	-	-
	機械装置	-	-	-	-	-	-
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
	リース資産	-	-	-	-	-	-
	その他	117	-	117	-	0	5,296
計	117	-	117	-	0	5,296	
無形 固定 資産	ソフトウェア	7,942	836	246	3,687	4,845	-
	のれん	-	-	-	-	-	-
	無形リース資産	-	-	-	-	-	-
	顧客関連資産	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	計	7,942	836	246	3,687	4,845	-

注) 1.その他の当期減少は、本社移転に伴う附属設備の除却によるもの117千円等であり
ます。

2.ソフトウェアの当期増加は、ウェブサイト制作によるもの836千円等であり
ます。

3.ソフトウェアの当期減少は、契約管理システムの除却によるもの246千円等であり
ます。

2. 引当金明細書

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	-	-	-	-
賞与引当金	-	-	-	-

3. 販売費及び一般管理費明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	-	
給料手当	76,235	
賞与	155	
法定福利費	12,744	
派遣社員費	5,813	
福利厚生費	708	
採用費	1,260	
荷造運賃	19	
広告宣伝費	19,348	
接待交際費	56	
旅費交通費	678	
通信費	1,062	
水道光熱費	299	
修繕費	465	
消耗品費	551	
リース料	1,243	
地代家賃	6,199	
租税公課	389	
支払手数料	818	
支払報酬	3,477	
会議費	117	
新聞図書費	1	
減価償却費	3,687	
システム利用料	4,447	
衛生管理費	259	
計	140,039	

2023年10月24日

株式会社 A-STAR
代表取締役社長 伊藤 隆介 殿

監査役 山本 直輝

監査報告書の提出について

私、監査役 山本 直輝は、会社法第 381 条第 1 項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙の通り提出いたします。

以 上

監査報告書

私、監査役 山本 直輝は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査等委員会その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年10月24日

株式会社 A-STAR

監査役 山本 直輝